第5章 緑化を重点的に実施する地区の方針

1 緑化重点地区の設定

(1) 緑化重点地区の考え方

緑化重点地区は、都市緑地法において「緑化地域 以外の区域であって、重点的 に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する 事項」として位置づけられており、地区における緑化の状況に応じた緑豊かなま ちづくりを推進するため、次のような地区が対象とされる。

- ・駅前等都市のシンボルとなる地区
- ・特に緑の少ない地区
- ・都市の風致の維持が特に重要な地区
- ・防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
- ・緑化の推進に関し住民意識が高い地区等
- 緑化地域:緑が不足している市街地等において、敷地面積が一定規模以上の建築物の新 築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける地域

また、緑化重点地区では、当該地区において実施する緑化施策として、一般的 に次のような事項が定められる。

- ・緑地協定及び市民緑地契約の締結
- ・公共公益施設の緑化
- ・地区計画等の区域における緑化率規制
- ・緑化施設整備計画の認定
- ・民有地緑化に対する助成
- ・都市公園の整備 等
- (2) 緑化重点地区の設定
 - ア緑化重点地区設定の視点

緑化重点地区は、都市マスタープランにおける位置づけや従前の緑の基本計 画における緑化重点地区の設定状況に加え、次の視点により設定を行った。

- (ア)都市マスタープランにおいて、拠点地区に位置付けられるなど、都市整備 上の重要性が高い地区
- (イ) モデル地区として高い波及効果をもたらすことが期待できる地区
- (ウ) 市街地内に比較的緑が少なく、重点的に緑化の推進を図る必要のある地区
- (I) 都市の風致の維持や厚木市の特性を表象する地区
- (オ) 防災機能の強化が必要な地区
- (カ) 市民アンケートにおいて、市内の公園や身近な公園が少ないと答えている 比率が高い地区

— 152 —

イ緑化重点地区の設定

以上の視点を踏まえ、緑化重点地区として次の地区を設定した。

- (ア)本厚木駅及び市役所を中心とした厚木地区(本厚木駅周辺)
 - ・本厚木駅周辺は、都市マスタープランで都市中心拠点として位置づけられており、本市のシンボル地区として高い波及効果をもたらすことが期待できる。
 - ・本厚木駅周辺から市役所周辺地区は、従前の緑化重点地区の設定範囲とな っている。
 - ・厚木地区は、比較的緑が少なく、重点的に緑化の推進を図る必要がある。
- (イ) 愛甲石田駅周辺の南毛利地区(愛甲石田駅周辺)
 - ・本市の中で最も人口が多い地区であり、また、愛甲石田駅周辺は、都市マスタープランで副都市中心拠点として位置づけられており、本市のシンボル地区として高い波及効果をもたらすことが期待できる。
 - ・市街地内に比較的緑が少なく、市民アンケートで、市内の公園や身近な公園が少ないと答えている人の比率が高く、重点的に緑化の推進を図る必要がある。
 - ・今後、土地区画整理事業・市街地再開発事業等が予定される計画的開発地 区である。
- (ウ)本市の広域道路交通の玄関口である相川地区(東名高速道路厚木インター チェンジ周辺)
 - ・東名高速道路厚木インターチェンジ及び小田原厚木道路厚木西インターチ ェンジがある本市の広域道路交通の玄関口である。
 - ・公園が少なく、市民アンケートで、市内の公園や身近な公園が少ないと答えている人の比率が高く、現状では公園・広場の避難場所が指定されていない。

153 —

本厚木駅周辺地区:約200.0ha 中心市街地から国道129号沿道の商業地域指定地区までを含む、相模川、 小鮎川に囲まれた範囲

愛甲石田駅周辺地区:約4.8ha 愛甲石田駅周辺の近隣商業地域指定地区の範囲

東名厚木インターチェンジ周辺地区:約13.6ha 「厚木インター南部中心地区 地区計画」区域の範囲



154

2 緑化重点地区の方針

相模川の自然を身近に取り込んだ水辺空間の提供や公共施設、商業施設など日常 的な場所での積極的な緑化を推進し、自然性の高い緑の創出を目指す。

(1) 厚木地区及び南毛利地区

都市における緑地の減少は、防災機能の低下や良好な自然環境を喪失してしま うばかりではなく、市街地における大気汚染やヒートアイランド現象などを引き 起こす原因となっている。

このため、中心市街地では、既存公園、 街路・広場空間、公共施設、公開空地及 び民間施設等の屋上、壁面なども含めて、 緑化の充実を図り、都市空間の緑化を推 進し、潤いのある市街地景観を形成する。

また、大気汚染の低減やヒートアイラ ンド現象の緩和など良好な自然環境の創 出を目標として、中心市街地である本厚 木駅周辺及び愛甲石田駅周辺において民 間建物の屋上緑化などを重点的に進める。

(2) 相川地区

東名厚木インターチェンジ周辺地区で は、民間施設を含めた業務地全体を緑化 対象として捉え、緑地協定の締結に向け て、「厚木インター南部中心地区地区計 画」に基づく地区整備の方針を踏まえた 緑あふれる潤いのある街並み形成に向け た地区整備計画の決定、容積率制限緩和 に伴う公共的空間における高木植栽・花 だんの配置などの緑化の促進を進める。

【厚木地区】



【南毛利地区】



【相川地区】



— 156 —